2012 年 5 月会議 IASB スタッフ・ペーパー (SP) 6A¹ 要約

プロジェクト 金融商品:分類及び測定

トピック 負債投資に関する FV-OCI の測定区分

検討の目的(1-4項)

• これまでの審議を前提として、次の事項について IASB 単独で検討する 1。

- (a) 契約キャッシュ・フロー特性の要件(solely P&I)を満たす負債商品(eligible debt instruments)について、事業モデルに応じて、第3の区分(FV-OCI で測定)を導入するか。
- (b) IASB が FV-OCI による測定区分を eligible debt instruments に導入する場合、金利収益と減損損失の認識について、償却原価で測定される金融資産と同じ方法を適用するか (FV-OCI を用いる測定区分の仕組みに関する検討)。

IASB は IFRS 第9号に第3の区分を導入すべきか (5-21 項)

- IFRS 第 9 号における 2 区分アプローチは全般的に支持されているが、次のような懸念 も示されている。
 - ▶ IFRS 第9号における測定区分は過度に限定的であり、契約キャッシュ・フローの回収と売却による公正価値変動額の実現のいずれかを目的とするポートフォリオで一定の金融資産を保有する事業モデルを適切に反映しない。
 - ▶ 現在審議されている保険契約のプロジェクトにおける保険負債の会計処理と IFRS 第9号における金融資産の会計処理の間でミスマッチが生じる可能性がある。
- このため、IFRS 第9号に FV-OCI の測定区分を導入すべきかを判断するに当たって、 スタッフは、次の論点を識別している。
 - ▶ 償却原価と公正価値の情報の双方に関連がある場合、第3の事業モデルの必要性
 - 分類及び測定に関する IFRS 第9号と FASB の暫定決定との重要な相違の削減
 - ▶ 保険契約プロジェクトとの相互関係

第3の事業モデルの必要性

• 現行の IFRS 第9号(2区分アプローチ)については、次の理由から、事業モデルを意味のある方法で反映するようになっていないとの懸念が一部に示されている。

➤ 主に流動性の確保を目的としたポートフォリオ (liquidity portfolios) において、ポートフォリオが頻繁でないという程度以上の頻度(more than infrequent)でリバランスされている場合、ポートフォリオ全体を FV-PL で分類・測定することが要求される。

¹ FASB の暫定的な分類及び測定モデルには、FV-OCI の測定区分がすでに導入されている一方、 現在の IFRS 第 9 号には、負債投資について FV-OCI の測定区分を含まないため、IASB の単独 セッション用として用意されたペーパー。

- ▶ しかし、当該ポートフォリオにおける一部の(又は、多くの)金融資産は契約キャッシュ・フローの回収を目的として相当程度の期間に渡って保有される。このため、当該ポートフォリオについて公正価値の変動額を実現させるために積極的に管理する金融資産と同じ方法で分類することが、財務諸表の利用者に最も目的適合性のある情報を提供することになるかについて、疑問が示されている。
- スタッフは、契約キャッシュ・フローの回収と売却の双方を目的として保有する金融 資産のポートフォリオについては、償却原価と公正価値の情報の双方が目的適合的と 考えている。この点、<u>FV-OCI の区分(リサイクリング、金利収益の認識、信用減損の</u> <u>純損益への認識を行うもの)は、PL に償却原価の情報を提供するとともに、BS に公正</u> 価値の情報を提供することになると考えられる。

(IFRS 第9号の公開草案で示された代替アプローチ)

- IFRS 第9号の公開草案に至る審議において、IASB は、次の要件全てを満たす場合、金融資産を償却原価で測定するという分類及び測定のアプローチを検討した(2009 年 7月のED において、「代替アプローチ」として提示)。
 - (a) 基本的な貸出金の性質を満たすこと
 - (b) 契約金利をベースとして管理していること
 - (c) IAS 第 39 号における貸出金及び債権の定義を満たすこと
- 代替アプローチにおいては、(a)・(b)の要件を満たすが、(c)の要件を満たさないものに ついて、次のような会計処理が提案されていた。
 - ▶ 公正価値で測定するとともに、公正価値の変動額について次のように認識する。
 - ◆ 償却原価ベース (減損を含む。)で決定される価値の変動額:純損益に表示
 - ◆ 償却原価ベースの測定額と期間中の公正価値の変動額との差額:OCIに表示
 - ▶ OCI から純損益へのリサイクリングはしない。
 - ▶ 減損損失の戻入は純損益に認識する。
 - ➤ 上記以外の金融資産は、全て FVPL で測定する。
- しかし、代替アプローチは、公正価値の変動による損益を純損益と OCI に分解するため、複雑性が高まり、比較可能性を低下させることになるとの理由から、関係者に支持されなかった。
- 代替アプローチで提案されていた FV-OCI の区分は、本ペーパーで検討されているもの と次の点で異なる。
 - ▶ 金融商品の性質の相違(貸出金及び債権に該当するか否か)のみによって、異なる 測定属性となり得る。
 - ▶ リサイクリングが禁止されているため、償却原価の情報が PL に表示されない。
- 他方、本ペーパーで検討されているアプローチは、契約キャッシュ・フローの回収と 売却の双方を目的として保有する資産を含むポートフォリオで保有されている金融資 産に FV-OCI の区分を適用することが想定されている(2 つの情報セットの必要性)。

- また、本ペーパーで検討されているアプローチは、IAS 第 39 号のモデルと次の点で異なる。
 - ➤ FV-OCI で測定する金融資産と償却原価で測定する金融資産について同じ減損モデルを適用するため、IAS 第 39 号のモデルと比較して複雑でない。
 - ▶ この区分を11つ適用するかについて、情報の有用性と関連のある明確な理由がある。

FASB のモデルとの重要な相違の削減

- IFRS 第 9 号の分類及び測定モデルが当初審議されていた時、FASB は金融資産の分類 及び測定モデルについて審議していなかった。
- このため、FASB が金融資産の分類及び測定について FV-OCI 区分を含む旨の暫定決定を行ったことは、IASB が契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たす金融商品について適切な事業モデルを決定するに当たって、新たな検討事項である。

保険契約プロジェクトとの相互関係

• 保険契約プロジェクトにおいて、会計上のミスマッチを削減する観点から、保険負債 について金利の変動による影響を OCI に認識することと併せて、金融資産に FV-OCI の区分を導入することが、関係者から提案されている。

スタッフによる提案

- <u>スタッフは、eligible debt instruments に関して IFRS 第9号に FV-OCI の区分を導入する</u> ことを提案する。
- 但し、スタッフは、IASB が FV-OCI で測定される金融商品について償却原価で測定される金融資産と同様の金利収益及び減損の認識規準を適用し、リサイクリングを要求する場合、提案の論拠はより強いものになると考えている。
- Eligible debt instruments のいずれが FV-OCI の測定区分を満たすかについては、IASB AP6B において検討されている。

質問 1 (IASB のみ) :第 3 の測定区分の導入

IASB は、第 20 項に記載のスタッフの提案(IFRS 第 9 号において、eligible debt instruments に FV-OCI の測定区分を導入すること) に同意するか。

<暫定決定>

eligible debt instruments に関する FV-OCI の測定区分を、IFRS 第9号に加える。(スタッフ提案どおり)

FV-OCI による測定区分の仕組み (22-44 項)

- Eligible debt instruments の一部については、2 セットの情報 (PL における償却原価ベースの情報、BS における公正価値情報)に目的適合性があるが、当該情報は、次の全てを満たす場合に提供される²。
 - ▶ BS において、金融資産が公正価値で認識されること
 - ▶ PL において、金利収益が償却原価で測定する金融資産に適用される実効金利法で認識されること
 - ▶ PL において、減損損失/戻入が償却原価で測定される金融資産に適用されるものと同じ方法で認識されること
 - ➤ 公正価値による損益が金融資産の期間に渡って OCI に認識されるとともに、金融資産の消滅が認識された時点で、その累積損益が純損益にリサイクルされること
- このため、FV-OCIで測定される金融商品について、次の点について検討する。
 - ▶ 償却原価で測定される金融資産と同じ金利収益及び減損の認識規準を適用するか
 - ▶ リサイクリングを要求するか

背 景

(現行基準及び現在進行中のプロジェクトにおける取扱!!)

<u>IAS 第39 号 (27-29 項</u>)

項目		内容	
売却可能(AFS)	•	資産の消滅認識までの期間で OCI に認識されていた累積損益が、	
金融資産		資産の消滅認識時に純損益にリサイクリングされる。	
	•	減損損失を認識する際、OCI に認識されていた累積損失は純損益	
		にリサイクリングされる(負債投資と持分投資で、減損の要求が	
		相違。また、償却原価測定される金融資産とも減損の方法が相違)。	
	•	負債商品の場合に金利収益が、持分商品の場合に配当収益が純損	
		益に認識される。	
キャッシュ・フロ	•	OCI に認識されていた公正価値の損益は純損益にリサイクリング	
ー・ヘッジ		される。	

<u>IFRS 第9 号 (30-35 項)</u>

 項目
 内容

 FV-OCI 指定され
 • 持分投資について、評価差額を OCI に表示する選択肢を許容。

 た持分投資
 • 次の理由から、OCI についてリサイクリングは、禁止されている。

 ▶ リサイクリングの禁止によって、公正価値の増加というよりも、

_

² FASB の暫定的なモデルでは、上記は概ね満たされている。

	主に契約に基づかない便益を得るために保有される状況におい
	て当該選択肢が使われるように実務を制限できること。
	▶ FV-OCI 指定された持分投資に係わる損益は、一度だけ認識され
	るべきであること
	▶ 実現した公正価値の変動額をリサイクリングする場合、持分商品
	について減損の判定が必要になること
	▶ 損失の認識を持分投資の消滅時点まで繰り延べることは不適切
	であること
公正価値オプショ	• 公正価値オプションが適用される場合、負債の信用リスク(自己
ンの適用が指定さ	の信用リスク)の変動額を OCI に表示することを要求。
れた金融負債	• 次の理由から、OCIについてリサイクリングは禁止されている。
	➤ FV-OCI で測定される持分投資の取扱いと整合性を図ること
	▶ 多くの場合に金融負債は満期まで保有されるため、リサイクリン
	グの論点はそもそも生じないこと

現在進行中のプロジェクト (IFRS 第9 号関連)(36-38 項)

項目	内容	
減損	• IASB:検討されている減損モデルは、償却原価で測定される金融	
	資産(負債投資及び貸出金)に適用することを想定。	
	• FASB:単一の減損モデルを全ての金融資産に適用すべきかについ	
	て審議する予定。	
金利収益	• IASB/FASB: 償却原価で測定される金融資産の金利収益は、(貸倒	
	引当金控除前の帳簿価格に対する)実効金利法を適用することに	
	よって、純損益に認識することを暫定決定。	
ヘッジ会計	• IASB:一般ヘッジ会計のモデルでは、次の状況において、公正価	
	値の損益を OCI に認識することを要求。	
	▶ FV-OCI 指定された持分投資に対する適格性を有する公正価値へ	
	ッジにおけるヘッジ手段から生じる公正価値の変動の損益	
	リサイクリングされない。	
	▶ キャッシュ・フロー・ヘッジの適格要件を満たすヘッジ手段から	
	生じる公正価値の損益	
	リサイクリングされる。	
	▶ ネットポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取	
	引の価値の変動額	
	リサイクリングされる。	

スタッフによる分析と提案 (39-44 項)

- スタッフは、eligible debt instruments について、2 つの情報セット (PL における償却原価の情報と BS における公正価値の情報) が必要か否かが重要な考慮事項であり、IFRS 第9号に FV-OCI の測定区分を導入する場合、当該区分はこの 2 つの情報セットを提供すべきと考えている。
- 上記より、FV-OCIで測定される負債商品について、次の要求事項を提案する。
 - ▶ 金利収益:償却原価で測定される金融資産に適用される実効金利法に基づき、金利収益を純損益に認識する。
 - ▶ 信用減損損失:償却原価で測定される金融資産に適用される減損手法に基づき、信用減損損失/戻入を純損益に認識する。
 - ▶ <u>リサイクリング</u>:金融資産の消滅認識時点において、OCI から純損益へのリサイク リングを行う。

(上記提案の分析)

- 上記提案は、FASB の暫定決定の内容と整合的。
- 利用者から、金融商品の売却によって金額が具現化(crystallized)された時点でリサイク リングを行うべきとのコメントが一貫的にある。
- IAS 第1号における表示の取扱いによって、リサイクリングされた金額に関する透明性が確保される。
- 上記提案はFV-OCIで測定される持分投資や公正価値オプションの適用が指定された金融負債に関する結論と異なるが、対象の相違から、FV-OCIで測定される負債商品に関する考慮事項は異なる(例えば、公正価値オプションの適用が指定された金融負債については、多くの場合、リサイクリングの論点はそもそも生じない。)。

質問 2-4(IASB のみ):FV-OCI の測定区分の仕組み

質問2:

IFRS 第9号において、eligible debt instruments に FV-OCI の測定区分を導入する場合、第39項に記載のスタッフの提案(当該商品に関する金利収益について、償却原価で測定される金融資産に適用される実効金利法に基づき純損益に認識する)に同意するか。

質問3:

IFRS 第9号において、eligible debt instruments に FV-OCI の測定区分を導入する場合、第39項に記載のスタッフの提案(当該商品に関する信用減損損失/戻入について、償却原価で測定される金融資産に適用される信用減損手法に基づき純損益に認識する)に同意するか。

質問4:

IFRS 第9号において、eligible debt instruments に FV-OCI の測定区分を導入する場合、第39項に記載のスタッフの提案(OCI に認識される公正価値の累積損益について、金融資産の消滅認識時点で、OCI から純損益へのリサイクリングを行う)に同意するか。

<暫定決定>

- eligible debt instruments に関する FV-OCI の測定区分の仕組みは、次のとおりとする。(スタッフ提案どおり)
 - ▶ 金利収益は、償却原価で測定される金融資産に適用される実効金利法に基づき、純 損益に認識される。
 - ▶ 信用減損損失/戻入は、償却原価で測定される金融資産と同じ減損手法に基づき、純 損益に認識される。
 - > OCI に累積的に認識された公正価値の利得又は損失は、金融資産の消滅認識時に純損益にリサイクルされる。

2012 年 5 月会議 IASB スタッフ・ペーパー (SP) 6B 要約

プロジェクト 金融商品:分類及び測定

トピック 金融資産に関する事業モデルの評価 (FV-OCI と FV-PL)

検討の目的(1-4項)

- これまでの審議を踏まえ、eligible debt instruments に関する次の事項について、IASB と FASB 合同で検討する。
- (a) IFRS 第9号及び FASB の暫定決定のモデルにおいて、eligible debt instruments について FV-OCI で分類・測定する事業モデルをどのように決定するか。
- (b) FV-OCIとFV-PLのいずれを「残余」区分とすべきか。

背景 (5-22 項)

IFRS 第9 号及びFASB の暫定アプローチ

測定区分	IFRS 第 9 号	FASB
FVOCI	負債商品には、該当なし	投資活動の一環として、管理されている ・投資リターンの合計を最大化する ・金利又は流動性ニーズを管理する
FVPL	残余カテゴリートレーディング目的保有の商品公正価値ベースで管理されている	売却目的保有の商品 公正価値ベースで管理されている

FASB の暫定アプローチ

- FV-OCI 区分に分類される事業モデルに関係する活動には、次のものが含まれる。
 - ▶ 収益獲得や金利又は流動性リスクの管理の目的で余剰資金を金融資産に投資する。
 - 戦略的な目的で金融資産を売却する。
 - ➢ 流動性又は資本の十分性の目的で金融資産を保有し、時の経過を通じて変化する リスク因子を選択することによって、特定の金利リスクのポジション保有の戦略 を実行する。
 - ▶ 最終的なキャッシュ・フローが商品の当初の取引先又は資産の売却を通じた第三者から生じる。
- FV-PL 区分に分類される事業モデルに関係する活動には、次のものが含まれる。
 - ▶ トレーディング目的又は売却目的で保有される全ての金融資産
 - ▶ 短期的な利益獲得を目的として発行、購入、売却される金融資産
 - ▶ 金融商品の購入又は売却を希望する顧客のニーズを満たすために管理される金融 商品の残高又はポートフォリオ

▶ 売却又はヘッジされ得る金融資産の価格がポートフォリオの収益性やリスクに関して重要な要因であるため、公正価値をベースに内部で積極的に管理・監視されている金融資産

FASB の暫定アプローチに対して寄せられたフィードバック

- FASB スタッフが行ったアウトリーチにおいて、利害関係者から、事業活動に基づく3 区分のモデルに対して全般的な支持が示された。しかし、FV-OCI と FV-PL との相違に ついて、特に次の3つの用語が明確でないというコメントが寄せられた。
 - ▶ リターンの合計の最大化(maximizing total return)
 - → 公正価値をベースに、内部で資産を積極的に管理し、監視する(actively managing and monitoring the asset internally on a fair value basis)
 - ▶ 売却目的(held for sale)
- 関係者は、残余区分を作ることにより、FV-OCIとFV-PLの相違を軽減することを提案。

代替案 - 公正価値の分類区分(23-41項)

- IFRS 第 9 号及び FASB の暫定決定のモデルにおいて FV-OCI で分類・測定する事業モデルをどのように決定するか (残余区分のあり方を含む)に関して、次の 2 つの代替案を検討する。
 - ▶ 代替案 1: FV-OCI を定義し、FV-PL を残余区分とする。
 - ▶ 代替案 2: FV-PL を定義し、FV-OCI を残余区分とする。

<u>代替案1 : FV-OCI を定義し、FV-PL を残余区分とする</u>

- FV-OCI に分類される金融資産の事業モデルの主要な目的を、*契約キャッシュ・フローの回収及び金融資産の売却の双方を目的として管理される金融資産のポートフォリオに対するもの*とする。
- 上記の事業モデルは、次のような特徴を有する。
 - ▶ 「回収するために保有」の事業モデル(売却は頻繁でない)と比較して、一般的に、ポートフォリオの売却及びリバランスを行うことになる。
 - ▶ トレーディング目的のポートフォリオや積極的で頻繁な売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で管理されているポートフォリオとは異なる。
 - ▶ 当初認識時点において、経営者は契約キャッシュ・フローの回収と売却のいずれを目的として金融資産を保有するかの決定をしていない。
- 例えば、次のような場合、FV-OCIに分類されることが想定される。
 - ▶ 満期が異なる金融負債に関連する金利リスクを管理するために金融資産が保有されている場合(リスク管理や投資方針に従って、金利リスクを管理することを目的として、ポートフォリオのリバランスを行っている場合)

- ➤ 金融資産の購入や売却を通じて、金利やリターンの合計の最大化を図ることを目的とする場合
- ➢ 流動性の観点から金融資産を管理しており、流動性のニーズが生じるまで長期間 に渡って、金融資産を保有する場合
- 具体的には、次のようなケースが考えられる。

(例1)

- ➤ 生命保険会社 A は、特定の保険契約債務に関する資金調達のため、eligible debt instruments のポートフォリオを保有する。
- ポートフォリオは、社債及び貸出金から構成されており、事業モデルの目的は、 保有する金融資産の期間を保険契約債務の期間に一致させるものである。
- 生命保険会社 A は、目標利回りを達成するため、ポートフォリオの利回りをモニターし、目標とする期間対応と利回りを達成するために、最善となるポートフォリオの構成を評価し、決定する。
- ▶ このため、生命保険会社 A の事業モデルの目的は、契約キャッシュ・フローの回収を目的としてポートフォリオ内の金融資産の一部を保有するとともに、目標とする利回り及び期間対応を達成するため、それ以外について売却するものである。
- ⇒ 当初認識時点において、<u>保険会社は、一部の金融資産について契約キャッシュ・フローの回収を目的に保有し、それ以外を売却することを認識している。但し、</u> どの金融資産を売却及び保有の対象とするかについては決めていない。
 - 本例における事業モデルは、FV-OCI 区分の目的に合致する。

(例2)

- ▶ 企業 B は、負債を決済するために数年内にキャッシュ・アウトフローを予想して おり、余剰資金を短期及び長期の eligible debt instruments に投資している。
- ▶ 企業 B の事業モデルは、資金ニーズが生じるまで、市場の要因を基礎に高利回り の商品の売買を行うことで利回りを最大化するものである。
 - 本例における事業モデルは、FV-OCI 区分の目的に合致する。

(例3)

- ▶ 企業 C は、現在の経済環境下において 5 年以内にキャッシュ・アウトフローを予想しており、短期 (1 年)の eligible debt instruments に投資を行う。企業 C は、当該負債証券について契約キャッシュ・フローの回収を行うとともに、満期到来時に別の短期商品に再投資を行うことを目的としている。
- ▶ 企業 C は、資金ニーズが生じるまでこの戦略に従うが、資金ニーズが生じた場合、 満期到来商品からの入金額を負債の決済に充当することを予定している。
 - 本例における事業モデルは、償却原価測定区分の目的に合致する。

(例4)

- ▶ 企業 D は、原子力発電所の廃棄費用の資金調達を行うため、社債に投資する。
- ▶ 企業 D は、投資意思決定に関する基本指針の下に、投資運用会社を利用する。なお、投資運用会社は、目標利回りを達成するために、どの証券を売買するかについて(信用格付けを含め、基本指針に合致する限り)完全な裁量を持つ。
 本例における事業モデルは、FV-OCI 区分の目的に合致する。

代替案2:FV-PL を定義し、FV-OCI を残余区分とする

- FV-PL 区分に分類すべき金融資産の事業モデルの目的の定義について、次の 2 つの方法 が考えられる。
 - ▶ 代替案A:金融資産を保有する主な目的が売却(held for sale)であること。すなわち、 金融資産の公正価値の変動額を売却によって実現することを主な目的とするもの。
 - ▶ 代替案 B: トレーディング目的の金融資産を含め、売却を通じてキャッシュ・フローを実現することを目的として、金融資産が公正価値をベースに積極的に管理されていること(公正価値をベースにポートフォリオの業績が評価されている)

(代替案 A)

- held for sale に該当するものを識別する上で、次のような指標が考えられる。
 - ▶ 企業が、特定の処分戦略を識別していること
 - ▶ 処分戦略に影響を与えるのに必要な措置を踏まえ、処分戦略が大きく変更されたり、資産の処分計画が見直される可能性が低いと考えられること
 - ▶ 企業が、金融資産の処分を行う時期を定めていること
- このため、FV-PLへの分類が適格となる活動には、次のものが含まれるかもしれない。
 - トレーディング目的で保有される金融資産
 - ▶ 短期的な利益獲得を目的として、購入又は売却される金融資産
 - ➤ 金融資産の購入又は売却を希望する顧客のニーズを満たすために管理される金融 資産の残高又はポートフォリオ
 - ▶ 公正価値をベースに積極的に内部で管理・監視される金融資産
 - ▶ 目的が、契約キャッシュ・フローの回収を通じてではなく、売却を通じて第三者から金融資産に関するキャッシュ・フローを実現するものであること

(代替案 B)

トレーディング活動は、金融資産を売却し、公正価値の変動額を実現する意思決定を 金融商品の公正価値の継続的な監視をベースにして、評価することが可能かもしれない。

スタッフによる提案と分析(42-45 項)

次の理由から、スタッフは、代替案 1 (FV-OCI を定義し、FV-PL を残余区分とする)

を提案する。

- ➤ FV-OCI の分類を定義することによって、<u>償却原価で測定される金融資産の分類に</u> つながる事業モデルの目的を更に明確化することに資する。
- ▶ FV-PL の分類を適切に定義することは困難である。
 - ◆ FV-PL の要件が曖昧である場合、FV-PL の要件を満たしていないとの主張が容易である。このため、企業は実質的に裁量に応じて FV-OCI に金融資産を分類・測定することが可能になってしまう。
 - ◇ 「公正価値をベースに管理」という用語は曖昧であり、解釈が多様である。
 - ◇ 「売却目的」という用語が非常に広く又は非常に限定的に解釈され得る。
- ➤ 金融資産の保有及び売却の双方を含む事業モデルは自然と残余区分になるかもしれないが、FV-OCIの分類を定義することによって、償却原価で測定される金融資産の分類につながる事業モデルの目的を更に明確化することに資する。

IASB に対する質問

IASB は、いずれの代替案を選好するか。

FASB に対する質問

FASB は、いずれの代替案を選好するか。

<暫定決定(両審議会共通)>

- FV-OCI 区分を定義し、FV-PL を残余区分とする。(代替案1)
- 金融資産が eligible debt instruments であり、契約 CF 回収のための保有と売却の双方を 事業モデルの目的としている場合、当該金融資産を FV-OCI で測定する。
- FV-OCI の事業モデルに適格となる事業活動の種類に関する適用指針を提供する。

以上